

令和 8 年度浦安市監査基本計画

1 基本方針

我が国の経済は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクや、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響など、景気を下押しするリスクとなっている。国は、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）において、物価上昇を上回る賃上げを起点として、国民の所得と経済全体の生産性を向上させるとしており、本市では国や県の取り組みなどの動向に注視し、時期を逸することなく必要な対策を講じることや人口構造の変化に伴って地域社会が抱える課題に適切に対応していく必要がある。

また、災害への備えや、継続する物価上昇及び、それに伴う入札不調への対応、来訪者から生じる行政需要など、市民の生命・財産や生活を守り、安定した行政運営を行うため、喫緊に取り組むべき課題も山積している。

このような状況のもと、本市では令和 8 年度は新たな実施計画の初年度であり、今後の人口構造や社会情勢の変化などを見据え、喫緊に取り組むべき課題に引き続き向き合いながら、未来を見据えて、施策や事業の遂行に取り組んでいくとしている。

令和 8 年度予算については、これまでの市政運営の流れを止めることなく、新たに策定する「第 3 次実施計画」を着実に実施していくことを踏まえて予算編成を行い、健全で安定した財政運営を堅持していくため、全ての事業について、民間活力の活用や官民の役割分担の視点で見直すなど、必要な財源の確保を図り、持続可能な財政構造を確立するとしている。

この結果、本市一般会計の予算規模は 872 億円、全会計の総額では 1,186 億円余りとなっており、前年度予算と比べ、一般会計では 3.3%、全会計では 2.2%の増となっている。

こうした財政状況のなか、令和 8 年度の監査は、予算や事務事業の適正かつ効率的執行に資するため、監査基準（令和 2 年 4 月 1 日施行）を踏まえ次の方針に基づき実施する。

- (1) 対象部局におけるリスクの内容及び程度を把握し、過去の監査結果等を勘案して、効率的・効果的な監査等の実施に努める。

- (2) 公正で合理的かつ能率的な市政運営を確保するため、違法や不正の指摘にとどまらず、改善に向けた指導に重点をおいて実施する。
- (3) 予算や事務事業の執行について、合規性、正確性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点からも検証する。
- (4) 監査の実効性を確保するため、監査結果において、勧告に至らない指摘事項等についても措置状況等を把握し、改善・検討を求める。
- (5) 監査結果等の監査に関する情報について、市の広報紙及びホームページにより市民にわかりやすく周知する。

2 監査等の実施方針

監査等の実施方針は、次のとおりとする。

なお、監査等の実施に当たっては、あらかじめ項目及び様式を定め監査等に必要な資料を提出させ精査し、事務事業の概況について説明を求める。

(1) 定期監査（地方自治法（以下「法」という。）第 199 条第 1 項及び第 4 項）

市の財務に関する事務の執行について、法令等に従って適正に行われているかという観点はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して例月出納検査に併せて実施する。

特に、令和 8 年度においては、次の事項に留意して実施する。

ア 内部統制

- (ア) リ ス ク 管 理 過去の監査結果や発生した不適正な事務執行等の一連の執行事務について確認する。
- (イ) 随 意 契 約 法令等の趣旨に沿い適正に行われているか。特に、一社随意契約について、その理由や価格交渉経緯等を確認する。
- (ウ) 公 金 ・ 郵 便 切 手 等 公金及び郵便切手等（出納員印、分任出納員印、領収証書原符、給油 ETC カード、郵便切手、ハガキ等）の管理、取扱いが適正に行われているか。
- (エ) 備 品 等 備品等の管理（保管状況の確認等）が適正に行われているか。
- (オ) 契 約 差 金 等 の 取 扱 い 「契約差金等の取扱いについて（通知）」（平成 21 年 4 月 27 日付け浦財第 39 号）に基づき、取扱いが適正に行われているか。
- (カ) 補 助 金 補助金交付の効果の確認や事務が適正に行われているか。

- (キ) 指 定 管 理 指定管理者制度を導入している施設について、「浦安市指定管理制度運用指針」に基づいた管理運営が行われているか。
- (ク) 個 人 情 報 個人情報に係る事務を委託する場合、委託先による個人情報の管理について、どのように指導及び履行の確認をしているか。

イ 事務事業

新規主要事業について、内容や成果等を把握する。

ウ 時間外等勤務及び管理職員特別勤務手当

職員の時間外等勤務、長時間勤務及び管理職員特別勤務手当等の実態を把握する。

エ 年次有給休暇

年次有給休暇の取得状況の実態を把握する。

(2) 工事監査(法第 199 条第 5 項)

市が行う施設建設工事又は土木工事について、進捗状況が概ね 60%~80%の時点で、計画・設計・積算・契約・工事監理・施工等が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施する。

なお、工事監査は、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、工事監査技術監査業務委託契約を締結し、技術士の派遣を求め実施する。

(3) 財政援助団体等監査 (法第 199 条第 7 項)

市が補助金、交付金、負担金など財政的援助を与えている団体等について、財政的援助に係る出納その他の事務の執行が目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として実施する。

(4) 決算審査及び基金運用状況審査

ア 決算審査 (法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項)

市長から審査に付された一般会計・特別会計及び下水道事業会計に関する決算について、予算執行、財産管理の状況及び経営成績、財政状況が適正に表示されているかを検証するため決算書等の関係諸表の計数を確認するとともに、予算が効率的に執行されたかを主眼として実施する。

また、内部統制について、取組状況等の確認を行う。

イ 基金運用状況審査 (法第 241 条第 5 項)

市長から審査に付された基金の運用状況について、関係書類により計数を確認するとともに、基金の運用が設置目的に沿って適正かつ効率的に行われていたかを主眼として実施する。

(5) 例月出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項）

一般会計、特別会計及び下水道事業会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金及び預金の出納業務が適正に行われているかを主眼として実施する。

(6) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項）

市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率の算定とその算定の基礎となる事項を記載した書類について、その作成が適正に行われていたかを主眼として実施する。

(7) その他の監査

市長の要求に基づく監査（法第 199 条第 6 項）や職員措置請求（住民監査請求）に基づく監査（法第 242 条）等の監査については、その都度、実施方法等を定めて実施する。

3 監査等の実施時期

監査の種類	実施時期
定期監査	令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月 ※6. 7. 8. 12 月除く
工事監査	令和 8 年 11 月
財政援助団体等監査	令和 8 年 8 月～10 月
決算審査及び基金運用状況審査	令和 8 年 6 月～ 8 月
例月出納検査	原則毎月 27 日
健全化判断比率等審査	令和 8 年 7 月～ 8 月
その他の監査	随時

なお、監査等の日程や対象部局等の具体的な事項については、別に定める「令和 8 年度浦安市監査実施計画表」によるものとする。

4 監査等の結果の公表

監査等の結果の公表は、浦安市公告式規則に定める公示の例によるほか、市の広報紙及びホームページに掲載する方法等により行う。